

別表

平成14年分 所得申告相談日程

月	日	農給合算申告、出張申告、税理士会無料申告相談		一般申告	
		9時～11時30分	13時～16時	申告会場	
2	17	月	一般申告	2階大会議室	
	18	火	農給合算申告(北伊予)		
	19	水			
	20	木			
	21	金			
	22	土	農給合算申告(岡田)		
	23	日			
	3	24	月	大間	上高柳
25		火	恵久美	昌農内	各地区の公民館 又は集会所
26		水	税理士会無料申告相談	3階大会議室	
27		木	西古泉	西高柳	各地区の公民館 又は集会所
28		金	塩屋	北川原	
1		土	永田・大溝		各地区の公民館 又は集会所
2		日			
3		月	徳丸	各地区の公民館 又は集会所	
4	火	横田・東古泉			
5	水	鶴吉	各地区の公民館 又は集会所		
6	木	新立・本村			
7	金	宗意原	各地区の公民館 又は集会所		
8	土	南黒田			
9	日				
3	10	月	筒井	各公民館	
	11	火	一般申告	2階大会議室	
	12	水	一般申告		
	13	木	一般申告		
	14	金	一般申告		
	15	土			
	16	日			
	17	月	一般申告	2階大会議室	

一般の申告は
2月17日(月)
と
3月17日(月)
役場2階大会議室で受付をしています。
《但し、土・日曜日を除く》

※一般申告は2階大会議室で随時受付をしていますが、来場者多数のため、待ち時間が長くなる場合もあります。ご了承ください。

税理士会による 無料確定申告相談が 2月26日(水)に 開催されます。

四国税理士会松山支部による無料確定申告相談が、松前町役場3階大会議室で開催されます。譲渡所得などの申告相談もすることができます。相談される方はお越しくください。

日時 2月26日(水)
場所 役場3階 大会議室
時間 9時～11時 13時～16時

所得税

所得税は、平成14年中に生じた所得とこれに対する税額を、納税者自らが計算し、納税するという自主申告納税制度を採用しています。正しく早めに申告と納税を行ってください。

期限内に申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税や延滞税も納めなければならなりません。

申告が必要な方
▼平成14年中の給与の収入金

額が2千万円を超える方
▼1か所から給与を受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
▼給与の支払を2か所以上から受けている方
▼事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を売った方などで、平成14年中の所得金額の合計額が、基礎控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える方

所得税が還付される場合
確定申告をする必要のないサラリーマンでも、次の要件

に該当する場合、確定申告により源泉徴収された所得税が還付されます。この還付を受けるための申告は、申告期間前でも税務署で受付をしておりますので、早めに申告書を税務署に提出してください。

また、還付を受けるために確定申告をする場合には、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円以下でなくても、これを含めて申告しなければなりません。

▼住宅借入金(取得)など特別控除の適用を受けることができる場合

▼年の途中で退職し、その後就職しなかったために年末調整を受けなかった場合
▼雑損控除や医療費控除を受ける場合
▼予定納税をしている方で休業や減益のため所得が減少し、本来納めるべき所得税を超えて納税している場合

☆にせ税理士にご注意☆
確定申告の時期には、税金の申告手続などを税理士に依頼される方が多いことに便乗して、税理士でない人が申告書の作成を行うことがあります。

す。このような「にせ税理士」は、法律に違反するだけでなく、依頼した方にも迷惑がかかる結果となることが多いので、ご注意ください。

問い合わせ
町県民税については
役場税務課町民係
☎985-4110
所得税については
松山税務署
☎941-9121
税務相談室
☎946-4589